

止まらない物価高！
電気代・ガス代が家計を圧迫！

最低賃金

今すぐ上げて！

10月まで
待てない！

物価高に負けない

最低賃金アップを！

昨年10月
最低賃金は3.3%上げられましたが
今年1月の

消費者物価は4.3%増

生活必需品等の基礎的支出は

6.3%上昇！

おかしくないか？

最低賃金

最低賃金は全国どこでも
1500円に！

- ★コンビニ・郵便局・居酒屋チェーン・ヘルパー…
同じ仕事をしていても、働く場所が違えば200円
以上時給が違う！なぜ??????
- ★同一労働同一賃金が原則じゃないの？

全国一律の最低賃金にしよう！

全国の生計費調査では、全国どこでも必要な生活費にほとんど違いはありません。

最低賃金は、最高額の東京は1072円、最低額の10県は853円、1時間当たり219円もの差があります。同一労働同一賃金の原則に反しています。この差が都市の人口集中と地方の過疎化の大きな要因にもなっています。全国一律の最低賃金を実現しよう！

北海道	920	
青森	853	
秋田	853	岩手 854
山形	854	宮城 883
福井	888	福島 858
石川	891	新潟 890
富山	908	長野 908
岐阜	910	群馬 895
山梨	898	栃木 913
滋賀	927	埼玉 987
愛知	986	茨城 911
京都	968	東京 1,072
大阪	1,023	千葉 984
奈良	896	全国加重平均 961円
和歌山	889	
三重	933	
鳥取	854	
兵庫	960	
岡山	892	
広島	930	
山口	888	
島根	857	
徳島	855	
香川	878	
愛媛	853	
福岡	900	
佐賀	853	
大分	854	
熊本	853	
宮崎	853	
鹿児島	853	
長崎	853	
沖縄	853	

最高額と最低額の差は219円/時

みんなで最低賃金を引き上げよう！

- 最低賃金の引き上げを求める署名を集めよう！ 署名用紙はこちら ➡
- ➡ ネット署名もあります！
- このチラシや署名をどんどん拡散してください。
- 4月の統一地方選挙では最低賃金引き上げを公約に掲げる候補を応援しよう！

全国一般労働組合全国協議会

連絡先：東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL 03-6779-8382 FAX 03-6453-7857 mail nugw@nugw.jp

あなた！最賃割れてませんか？

「最賃割れ」賃金の時間単価が最低賃金を下回っていること。

まず、給与明細をチェックしよう！

最低賃金は法律で定められています。最低賃金未満の賃金で働かせたら法律違反。（各地の労働局長が許可した場合、例外あり）悪質な場合は、50万円以下罰金も！でも、最低賃金を知らない経営者や意図的に最低賃金を守らない経営者もいます。労働者自身がしっかり最低賃金をチェックする必要があります。

給与明細と労働時間をしっかりチェックしよう！

働いた時間が正しく計算されていない（サービス残業）、時間外労働・休日労働の割り増しが計算されていない。月給制の正社員でも最低賃金を下回っている場合があります。歩合給制（出来高制）で、最低賃金未満のケースもあります。街角の求人ポスターで最低賃金未満の広告も見かけます。（見習い期間も、高校生も最低賃金未満では違法です。）給与明細をもらえない場合や計算方法がわからない場合はお気軽にご相談ください。

厚生労働省のHPの
最低賃金の特設サイトにも
詳しい説明があります。⇒



物価高に負けるな！ コロナに負けるな！ 最低賃金の再改定（早期の引き上げ）を求めよう！

◆31円の引き上げでは追いつかない物価高

最低賃金は例年10月に改訂されます。昨年10月には平均で31円（3.3%）引き上げられました。その際に参考にされた物価指数は昨年4月～6月分まで。それ以降の物価高騰で、実質賃金は下がってしまいました。ガスや電気は20%以上値上がりして生活を圧迫しています。フランスやドイツでは物価高騰を反映して昨年は最低賃金が3回引き上げられました。日本でも最低賃金法では改定の時期や回数が決められているわけではありません。物価上昇に合わせて、いつでも、何度でも改定できるはず。生きていくために、最低賃金の引き上げを求めていきましょう。

◆そもそも日本の最低賃金は低すぎる！

2023年2月現在の1時間あたりの最低賃金は
アメリカ（ニューヨーク） 15ドル ≙ 2,010円
ドイツ 12ユーロ ≙ 1,720円
イギリス 10.42ポンド ≙ 1,680円
フランス 11.07ユーロ ≙ 1,590円
日本（加重平均） 961円

世界では1,500円以上が当たり前。

日本の平均賃金がこの30年間上がらず、実質賃金が下がり続けていることが大問題になっています。低すぎる最低賃金と、最低賃金レベルで働く非正規雇用労働者が約4割にも増えたことが大きな要因です。

最低賃金引き上げはもちろん、労働条件の切り下げ・解雇・リストラ・労災・パワハラ・セクハラ・職場の人間関係などのお悩みや、労働組合作りのご相談は、お気軽にご連絡ください。

全国一般労働組合全国協議会

連絡先：東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL 03-6779-8382 FAX 03-6453-7857 mail nugw@nugw.jp